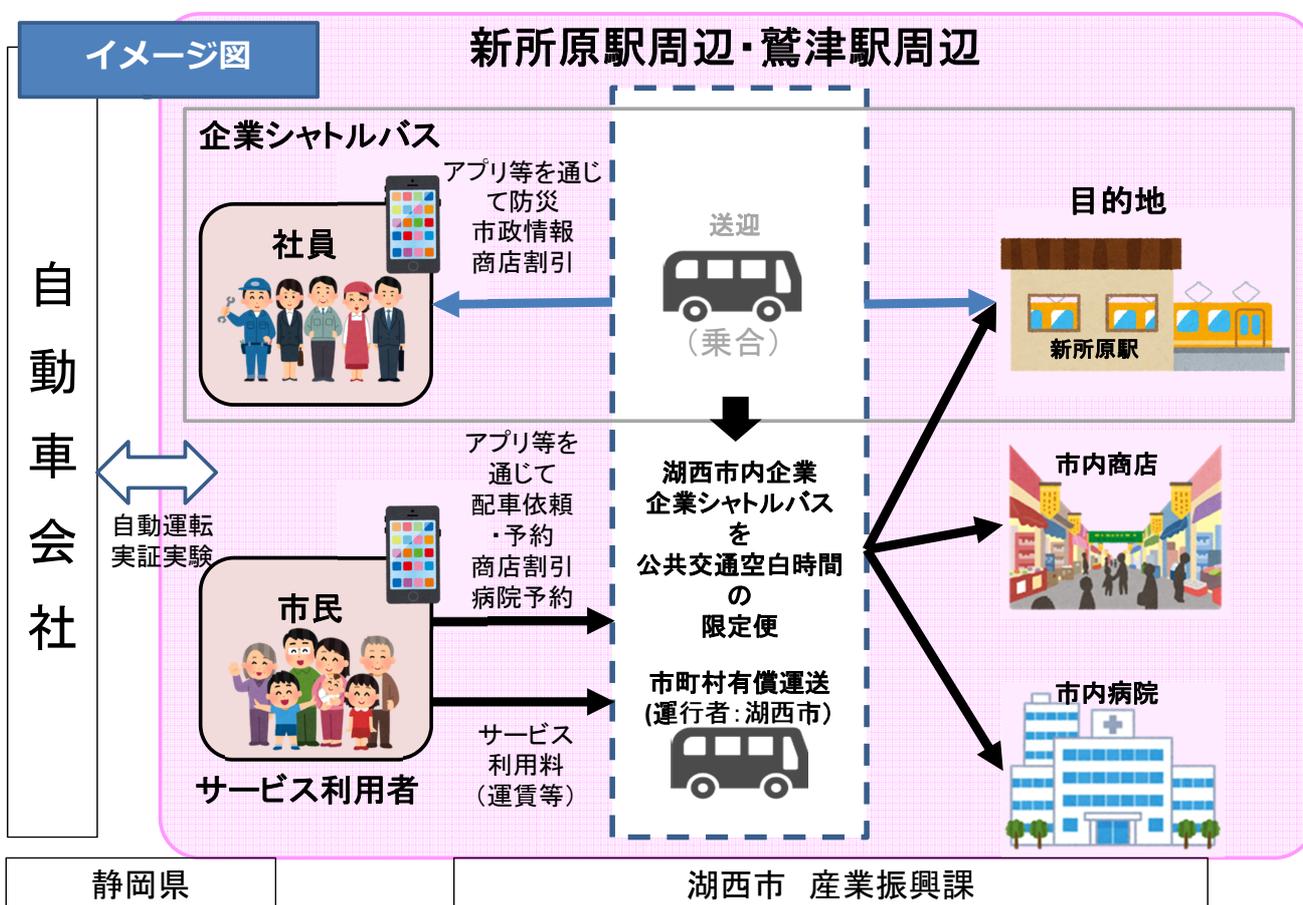


# 湖西市企業シャトルBaaS事業における 市町村運営有償運送について

令和2年8月26日(水)  
産業振興課



しずおか自動運転ShowCASE  
プロジェクトとの連携

支援制度、法令手続き、湖西市企業シャトルBaaS研究会  
公共交通会議の運営等

# 湖西市企業シャトルBaaSのPhase 1

公共交通との連携により企業シャトルへ市民が乗車可能な仕組みづくり

企業シャトルバスとの連携コンセプトについて



企業シャトルバスが運行している時間帯

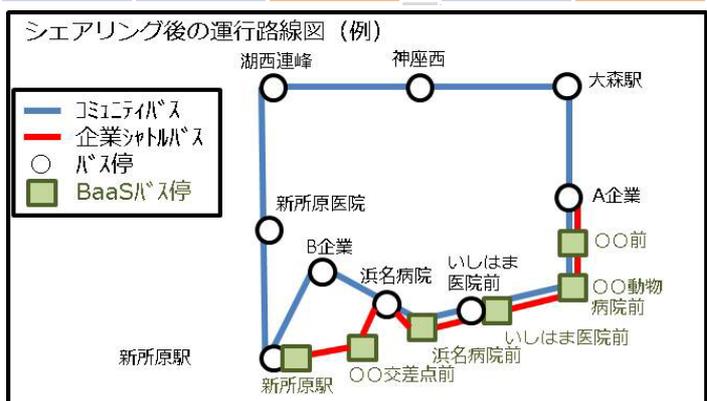


## 実証における運行イメージの具体化例



	〇〇企業 発		新所原駅北口 発	
	コミュニティバス	企業シャトルバス	コミュニティバス	企業シャトルバス
7時	公共交通空白時間	0 30		
8時	36		24	
9時	21 59		7 47	
10時	48	10 30	37	20 40
11時	27 56	10 30	15 45	20 40
12時		10 30	57	20 40
13時	09 41	10 30	30	20 40
14時		10 30		20 40
15時	公共交通空白時間	10 30	公共交通空白時間	20 40
16時	49	10 30	38	20 40
17時	34		22	00 45
18時				05 20
19時				
20時				40

項目	詳細
対象エリア	新所原駅周辺地区
便の選定	公共交通空白時間
ルートの選定	企業バス走行ルート
乗車対象者(案)	市民モニター 企業社員(〇〇企業、〇〇企業)
乗車方法	MONETのデマンドシステム
運行日数	20日
1日便数	4便
想定延乗車数	50人 (平均乗車数2.5人/日)



# 企業シャトルBaaSモデルの利用者イメージ①

項目	利用者イメージ
住んでる場所	大森・岡崎・上の原1・上の原2・上の原3
職業	無職（60代から70代）
利用者の状況	高齢者夫婦世帯である。 免許返納も考えているが、生活を維持するために、自動車免許が手放せない。 持病により、毎週1回以上は、通院治療を行っている。 通院帰りには、買物をして帰るが週1回の買物だけでは、荷物を持ちきれないため、外出する機会を増やしたいと思っている。
免許返納できない理由	80歳までには運転免許を返納したいが、バス便数の増加や自宅近くにバス停ができないため、移動手段が増え生活を維持ができれば返納



湖西市公共交通利用ニーズ調査結果 (大森・岡崎・上の原1・上の原2・上の原3の70代 回答者40名)	
企業バスに乗りたくない いずれ乗りたくない	33人(男17人女16人) 5人が乗りたくない
利用目的	買物と通院
利用方法	バス停を設置して時刻表で決まったルート 自宅近くに柔軟にバス停を設置
利用時間	昼(9:00~16:00)
車の利用	31人が自分で自動車を運転、 家族らが運転する自動車を利用している。

ニーズ調査から想定される利用者数 (大森・岡崎・上の原1・2・3の70代)	
区域内人口	446人
想定利用者数 10%程度と想定	<b>46人</b>
地域貢献要素	
高齢者の免許返納への動機付け、高齢者の危険な運転による交通事故を未然防止。 地域の移動ニーズに対応し地域貢献。	

# 企業シャトルBaaSモデルの利用者イメージ②

項目	利用者イメージ
住んでる場所	企業シャトルバス 沿線住民
利用者	夫婦と子ども世帯（30代から50代）
利用者の希望	自動車による移動が基本であるが、シャトルバスに乗車して買物に行きたい。 平日にも利用したいと考えているが、休日の買物にも利用したい。
コーちゃんバスを利用しない理由	近くにバス停がなく、乗りたい時間にバスの便がない。



湖西市公共交通利用ニーズ調査結果 (企業シャトルバス 沿線住民の30・40・50代 回答者263名)	
企業バスに乗りたくない いずれ乗りたくない	156人(男77人女79人) 37人が乗りたくない
利用目的	買物
利用方法	○バス停を設置して時刻表で決まったルート ○自宅近くに柔軟にバス停を設置し、予約ニーズに合わせてルートが決めるバス
利用曜日	平日だけでなく、土日の利用も希望
利用時間	昼(9:00~16:00)
車の利用	自分で自動車を運転、

ニーズ調査から想定される利用者数 (企業シャトルバス沿線住民の30・40・50代)	
今回発送者数	840人
企業シャトルバス希望者数	37人
想定利用者数は、区域内の30・40・50代の4%程度と想定	
地域貢献要素	
地域の移動ニーズに対応し地域貢献。 地域に企業名をPR。	

# 企業シャトルBaaSモデルの利用者イメージ③

項目	利用者イメージ
住んでる場所	川尻・市場・一の宮・山口
職業	高校生・大学生・専門学校（15歳から20歳）
生活パターン	<p>起床時間 6:00            上り浜松行 鷺津駅 7:24に乗車            下り豊橋行 鷺津駅 7:28に乗車            電車通学をしている。            帰宅時間は            上り浜松行 鷺津駅 17:58に下車            下り豊橋行 鷺津駅 18:06に下車            概ね 18:30には、自宅に到着。            鷺津駅までは、家族が車で送迎している。</p> 
家族の送迎理由	鷺津駅まで2km以上あり、徒歩だと20分以上、自転車でも10分以上かかる。鷺津駅まで歩道は整備されているが、沿線道路は交通量も多く、市街地郊外でもあり送迎してしまっている。自動車の送迎時間は、1回、往復20分程度。

湖西市公共交通利用ニーズ調査結果 (川尻・市場・一の宮・山口の10代 回答者15名)		ニーズ調査から想定される利用者数 (川尻・市場・一の宮・山口の10代)	
企業バスに乗りたくない いずれ乗りたくない	12人(男4人女8人) 6人が乗りたくない	区域内人口	41人
利用目的	通学	想定利用者数 4割程度と想定	16人
利用方法	バス停を設置して時刻表で決まったルート	地域貢献要素	
利用時間	早朝	地域の移動ニーズに対応した 渋滞緩和・通勤時間帯の交通量を軽減 若い世代に会社をPR。	
車の利用	通学利用者 (内6名)		

## 実証実験を行うにあたっての問題点

シャトルBaaS研究会で特に挙げた問題点のひとつに・・・  
・ 運行時の責任の所在の特定 が挙がる



**解決策**  
 湖西市が運行主体となり、運送法上の市町村運営有償運送（公共交通空白地域）制度を活用し運行することで、市民が乗る便の責任を湖西市が取る事が可能に。

# 道路運送法による運送形態の分類

	法律上の呼び方		条件					概要と典型例	
			実施主体		ナンバー	運転免許	運送対象		運送料
			運営主体	運行主体					
通常の有償運送	バスやタクシー	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業	バス・タクシー事業者、市町村、地域組織など バス・タクシー事業者など バス・タクシー事業者など	白	2種免許	不特定	有償(原価+利益)	路線バス(民営・公営)事業者を実施主体として運行 コミュニティバス 市町村等が企業運営バス会社に運行委託 乗合タクシー 小型車両による乗合運行、デマンド交通など 観光バス等の貸切バス タクシー 平成28年8月から、基幹が緩和され福祉車両による輸送が可能になりました スクールバス、企業の送迎バス、施設の見学バス 同じ目的地に行く一定の範囲の人だけを乗せる	
特例での有償運送	対象地域が交通空白地のみ	市町村運営有償運送・交通空白輸送	市町村	市町村、バス・タクシー事業者、NPO等も可	白	1種免許でも可(要認定講習)	不特定	有償(原価程度)	白ナンバーのコミュニティバス・乗合ワゴン・個別輸送 市町村が直接実施または事業者・団体に運行委託 NPO等による住民の送迎サービス 租界り・個別輸送、送迎・送迎機など様々 自治体による障がい者や要介護者の送迎サービス 福祉車両や一般車両を使用し租界りも可、社会福祉協議会への委託が多い NPO等による障がい者や高齢者等の送迎サービス 福祉車両や一般車両を使用し、基本は個別輸送 被災地で送迎した団体等に対し、市町村が費用補てんする場合などの許可 ヘルパーによる送迎等の送迎、スクールバス
	利用対象者が要介護者等のみ	公共交通空白地有償運送	NPO等	NPO等	白	1種免許でも可(要認定講習)	限定(全員等)	有償(原価程度)	
	災害のため緊急を要するときのみ	市町村運営有償運送	市町村	市町村、バス・タクシー事業者、NPO等も可	白	1種免許でも可(要認定講習)	限定(要介護者等)	有償(原価程度)	
	公共の福祉を確保するためやむを得ない場合	福祉有償運送	NPO等	NPO等	白	1種免許でも可(要認定講習)	限定(要介護者等)	有償(原価程度)	
	許可・登録等が不要		誰でも	誰でも	白	1種免許でも可	不特定	無償(助料等実費可) (送礼可)	事業者・市町村が行う無料(チャトル)バス、無償ボランティアによる運送

市町村運営有償運送(公共交通空白地域)であれば、運行管理責任者を置くことで湖西市との共同運行が可能となる。(条件:公共交通会議における合意形成)

## 事業計画

項目	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
企業との調整機関	←→								
公共交通会議 概要説明	8/26								
協力企業との合意形成			初旬						
公共交通会議 自家用有償旅客運送 承認			書面審議						
実証実験 新所原駅周辺地区				←→					
実証実験 鷺津駅周辺地区					←→				
実証実験 効果検証 とりまとめ						←→			
企業シャトルBaaS研究会	8/19		10月上旬		12月上旬		2月上旬	3月中旬	
公共交通会議 事業報告								下旬	

令和 年 月 日

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿

名 称 湖西市役所  
 住 所 湖西市吉美 3268 番地  
 代表者の氏名 湖西市長 影山 剛士

## 自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 名称、住所、代表者の氏名

名称 湖西市企業シャトル BaaS  
 住所 静岡県湖西市吉美 3268 番地  
 代表者 湖西市長 影山 剛士

## 2. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）

## 3. 路線又は運送の区域

## (1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
1	●●●	●●●	鷺津駅	●● <sup>キ</sup> □
2	●●●	●●●	新所原駅北口	●● <sup>キ</sup> □
3				
4				
5				

#### 4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
●●●	●●● (運行管理されている場所)
●●●	●● (運行管理されている場所)

#### 5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
		バ ス	普通自動車 (軽)	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
●●●	保有		( )		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	持込	● ※	( )	●	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	●	( )	●	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
●●●	保有		( )		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	持込	●	( )	●	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	●	( )	v	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

#### 6. 運送しようとする旅客の範囲

<del>交通空白輸送</del>	湖西市民かつ、事前に利用者登録等された者
福祉輸送	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

#### 7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

1 乗車 200 円

#### 8. 添付書類

(1) 路線図

(2) 地域公共交通会議 (又は協議会) において協議が調ったことを証する書類

- (3) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (4) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (5) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (6) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (7) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (8) 運送しようとする旅客の名簿（市町村福祉輸送を行う場合に限る。）

令和 年 月 日

静岡運輸支局長 殿

地域公共交通会議（又は協議会）において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議（又は協議会）を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）

2. 地域公共交通会議（又は協議会）の名称及び対象市町村

（対象市町村）静岡県湖西市

3. 地域公共交通会議（又は協議会）にて合意に至った年月日

令和 2 年 ● 月 ● 日（●）

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

（名称）湖西市役所

（住所）湖西市吉美 3268 番地

（代表者の氏名）湖西市長 影山 剛士

5. 合意の内容

- （1）路線又は運送の区域  
別紙のとおり

6. その他特記事項

無し

令和 年 月 日

湖西市地域公共交通会議 会長 山家 裕史 印

中部運輸局静岡運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

当市は、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和2年●月●日

名 称 湖西市役所  
住 所 湖西市吉美3268番地  
代表者の氏名 湖西市長 影山 剛士

## 運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（湖西市役所）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1	●●	●●	大型	1種
2	●●	●●	大型	1種
3	●●	●●	大型	1種
4	●●	●●	大型	1種
5	●●	●●	大型	1種
6	●●	●●	大型	1種
7	●●	●●	大型	1種
8	●●	●●	大型	1種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用する場合は、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ 湖西市役所 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 年 月 日

住 所 ●●  
氏 名 ●●

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	湖西市役所
-------------	-------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ●●● ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

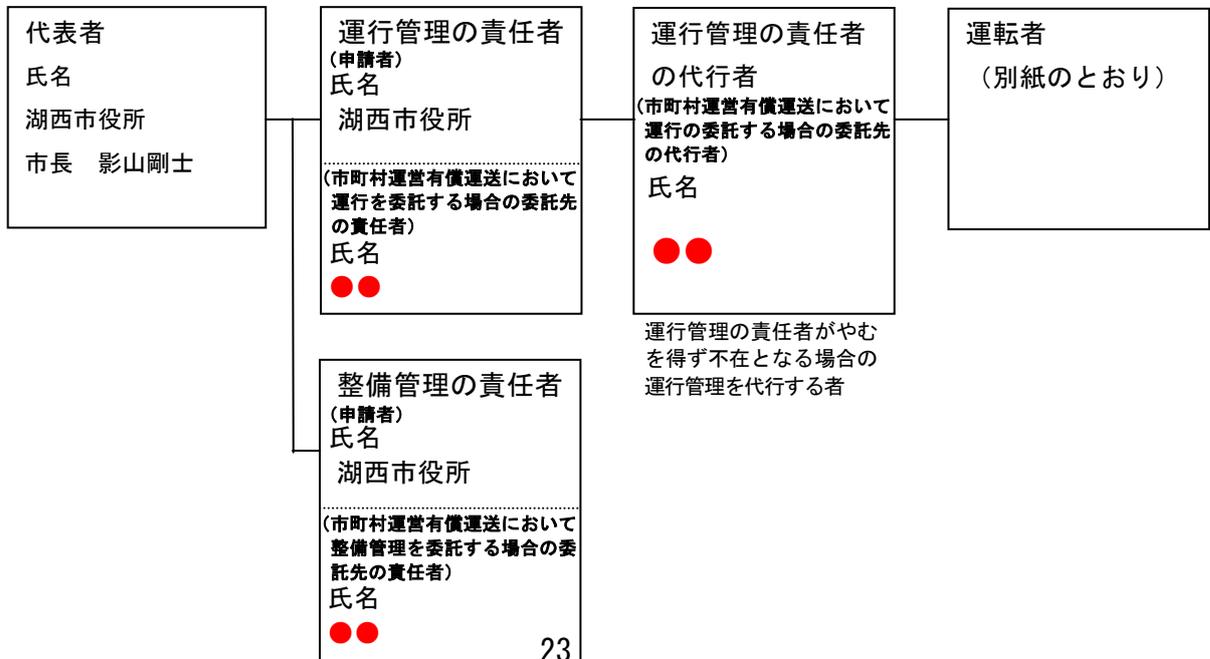
No	氏 名	住 所	資格の種類	委託
1	●●	●●	●●	○
2				
3				

- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

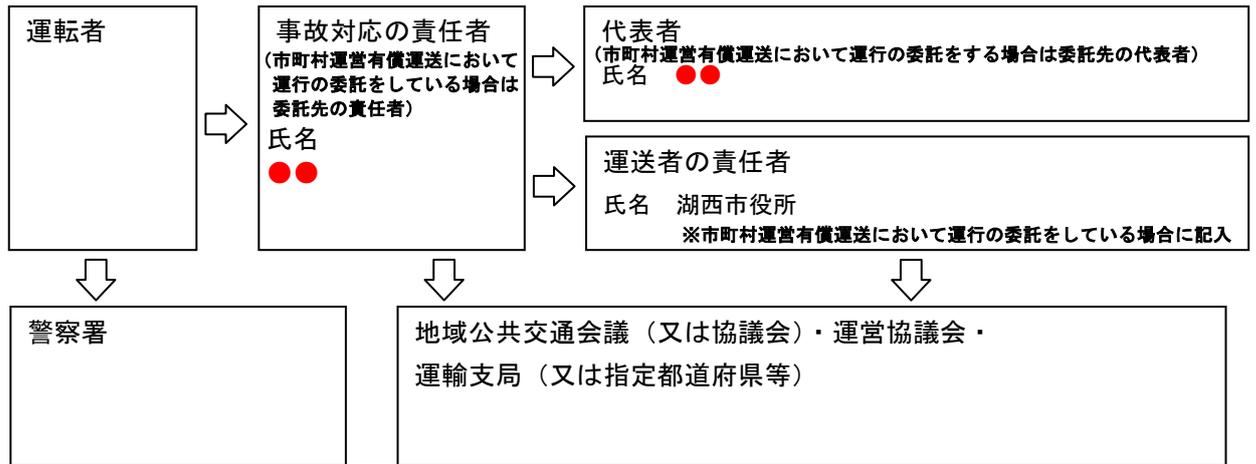
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1	●●	●●
2		
3		

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## 2. 事故処理連絡体制



## 3. 苦情処理体制

苦情処理責任者  
湖西市役所産業振興課長 北見 浩二

苦情処理担当者  
湖西市役所産業振興課 主任 伊藤 明生

## 市町村運営有償旅客運送に使用する自動車の使用承諾書

名 称 湖西市役所  
住 所 湖西市吉美 3268 番地  
代表者の氏名 湖西市長 影山 剛士

申請者（湖西市役所）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合、申請者が自家用有償旅客運送を実施する間、下記車両について申請者が使用することを承諾します。  
なお、本運送に伴う責任は、申請者（湖西市役所）にあるものとします。

令和 年 月 日

### 記

（自動車の表示）

登録板東 ●●  
種 別 ●●  
車 名 ●●  
型 式 ●●  
車体番号 ●●  
原動機の型式 ●●  
使用者の氏名 ●●  
使用の本拠の位置 ●●

※「自動車検査証」の写しを添付すること。

令和 年 月 日

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿

名 称 湖西市役所  
住 所 湖西市吉美 3268 番地  
代表者の氏名 湖西市長 影山 剛士

市町村運営有償旅客運送等運転者講習修了証の写しの後日提出について

令和2年●月●日付けで申請した自家用有償旅客運送の登録申請について、運転者就任予定者として提出した○○ ○○、△△ △ については、申請日までに運転者講習の受講が間に合わなかったため、申請書に市町村運営有償旅客運送等運転者講習修了証の写しを添付することができませんでした。

当該者については、令和2年●月●日に・・・・・・にて講習を受講予定となっておりますので、講習を受講し次第、速やかに提出いたします。

# 新居地区における公共交通の 在り方について

令和2年8月26日(水)  
産業振興課

## 白須賀新居鷲津線の現状



本路線は、白須賀地区と新居地区を循環して鷲津地区を結ぶバス路線である。  
多くの集落に運行しているため長大な路線となり、長時間の乗車と便数の確保が課題である。



# 白須賀新居鷺津線の見直し方針

## 1) バス事業の効率化について

路線統合や短縮による効率化について以下の路線を検討する。  
デマンド型乗合タクシー運行区域におけるバス路線延長の縮小

## 2) 路線検討について

改善案を以下の項目で整理し複数案を提示する。  
作業手順は、①現状、②乗車人員状況、③利用者状況の運行事業者ヒアリング  
④見直し案の流れで検討してきた。

## 3) 見直し方針について

新居地区を運行する白須賀新居鷺津線は、現在、白須賀地区、新居地区内循環と鷺津地区といった形式をとっています。デマンド型乗合タクシーが導入されている白須賀地区は、通学便のみとし、新居地区については、分かりやすさを向上させるために複雑な経路を解消し、定時性を確保するために路線延長を短縮した案を3案作成し検討しC案とすることに決定した。

A案 バス路線の圧縮（新居鷺津線 湖西病院行）

B案 バス路線の圧縮（白須賀新居線）

C案 バス路線の圧縮（新居線 湖西病院行）

# 白須賀新居鷺津線の見直し方針



## 4) 新居線のルート案について

新居線は、通学便は継続し市街地を中心に走行ルートを検討する。よって、路線短縮地区は、白須賀地区同様にデマンド型乗合タクシーを導入に向けた実証実験を検討する。ルート案は、地区内を循環させる案と新居町駅と新居地域センターを往復する案の2案から検討する。

C-1案 新居線（新居地域センター・湖西病院行 往復）

C-2案 新居線（新居循環・湖西病院行）

# 湖西市企業シャトルBaaSのPhase 1

公共交通との連携により企業シャトルへ市民が乗車可能な仕組みづくり

企業シャトルバスとの連携コンセプトについて



企業シャトルバスが運行している時間帯

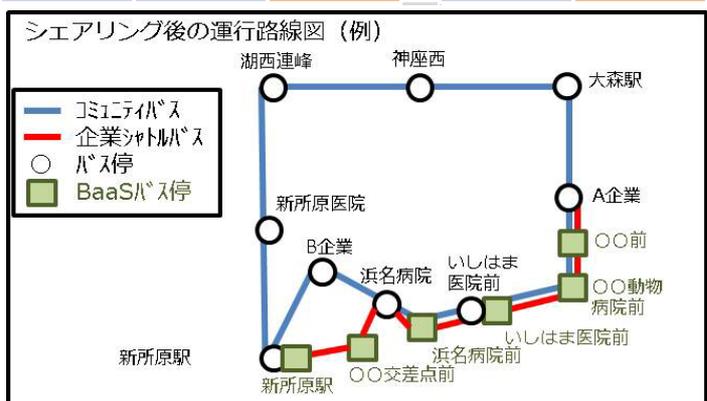


## 実証における運行イメージの具体化例



	〇〇企業 発		新所原駅北口 発	
	コミュニティバス	企業シャトルバス	コミュニティバス	企業シャトルバス
7時	公共交通空白時間	0 30		
8時	36		24	
9時	21 59		7 47	
10時	48	10 30	37	20 40
11時	27 56	10 30	15 45	20 40
12時		10 30	57	20 40
13時	09 41	10 30	30	20 40
14時		10 30		20 40
15時	公共交通空白時間	10 30	公共交通空白時間	20 40
16時	49	10 30	38	20 40
17時	34		22	00 45
18時				05 20
19時				
20時				40

項目	詳細
対象エリア	新所原駅周辺地区
便の選定	公共交通空白時間
ルートを選定	企業バス走行ルート
乗車対象者(案)	市民モニター 企業社員(〇〇企業、〇〇企業)
乗車方法	MONETのデマンドシステム
運行日数	20日
1日便数	4便
想定延乗車数	50人 (平均乗車数2.5人/日)



# 企業シャトルBaaSモデルの利用者イメージ①

項目	利用者イメージ
住んでる場所	大森・岡崎・上の原1・上の原2・上の原3
職業	無職（60代から70代）
利用者の状況	高齢者夫婦世帯である。 免許返納も考えているが、生活を維持するために、自動車免許が手放せない。 持病により、毎週1回以上は、通院治療を行っている。 通院帰りには、買物をして帰るが週1回の買物だけでは、荷物を持ちきれないため、外出する機会を増やしたいと思っている。
免許返納できない理由	80歳までには運転免許を返納したいが、バス便数の増加や自宅近くにバス停ができないため、移動手段が増え生活を維持ができれば返納



湖西市公共交通利用ニーズ調査結果 (大森・岡崎・上の原1・上の原2・上の原3の70代 回答者40名)	
企業バスに乗りたくない いずれ乗りたくない	33人(男17人女16人) 5人が乗りたくない
利用目的	買物と通院
利用方法	バス停を設置して時刻表で決まったルート 自宅近くに柔軟にバス停を設置
利用時間	昼(9:00~16:00)
車の利用	31人が自分で自動車を運転、 家族らが運転する自動車を利用している。

ニーズ調査から想定される利用者数 (大森・岡崎・上の原1・2・3の70代)	
区域内人口	446人
想定利用者数 10%程度と想定	<b>46人</b>
地域貢献要素	
高齢者の免許返納への動機付け、高齢者の危険な運転による交通事故を未然防止。 地域の移動ニーズに対応し地域貢献。	

# 企業シャトルBaaSモデルの利用者イメージ②

項目	利用者イメージ
住んでる場所	企業シャトルバス 沿線住民
利用者	夫婦と子ども世帯（30代から50代）
利用者の希望	自動車による移動が基本であるが、シャトルバスに乗車して買物に行きたい。 平日にも利用したいと考えているが、休日の買物にも利用したい。
コーちゃんバスを利用しない理由	近くにバス停がなく、乗りたい時間にバスの便がない。



湖西市公共交通利用ニーズ調査結果 (企業シャトルバス 沿線住民の30・40・50代 回答者263名)	
企業バスに乗りたくない いずれ乗りたくない	156人(男77人女79人) 37人が乗りたくない
利用目的	買物
利用方法	○バス停を設置して時刻表で決まったルート ○自宅近くに柔軟にバス停を設置し、予約ニーズに合わせてルートが決めるバス
利用曜日	平日だけでなく、土日の利用も希望
利用時間	昼(9:00~16:00)
車の利用	自分で自動車を運転、

ニーズ調査から想定される利用者数 (企業シャトルバス沿線住民の30・40・50代)	
今回発送者数	840人
企業シャトルバス希望者数	37人
想定利用者数は、区域内の30・40・50代の4%程度と想定	
地域貢献要素	
地域の移動ニーズに対応し地域貢献。 地域に企業名をPR。	

# 企業シャトルBaaSモデルの利用者イメージ③

項目	利用者イメージ
住んでる場所	川尻・市場・一の宮・山口
職業	高校生・大学生・専門学校（15歳から20歳）
生活パターン	<p>起床時間 6:00            上り浜松行 鷺津駅 7:24に乗車            下り豊橋行 鷺津駅 7:28に乗車            電車通学をしている。            帰宅時間は            上り浜松行 鷺津駅 17:58に下車            下り豊橋行 鷺津駅 18:06に下車            概ね 18:30には、自宅に到着。            鷺津駅までは、家族が車で送迎している。</p> 
家族の送迎理由	鷺津駅まで2km以上あり、徒歩だと20分以上、自転車でも10分以上かかる。鷺津駅まで歩道は整備されているが、沿線道路は交通量も多く、市街地郊外でもあり送迎してしまっている。自動車の送迎時間は、1回、往復20分程度。

湖西市公共交通利用ニーズ調査結果 (川尻・市場・一の宮・山口の10代 回答者15名)		ニーズ調査から想定される利用者数 (川尻・市場・一の宮・山口の10代)	
企業バスに乗りたくない いずれ乗りたくない	12人(男4人女8人) 6人が乗りたくない	区域内人口	41人
利用目的	通学	想定利用者数 4割程度と想定	16人
利用方法	バス停を設置して時刻表で決まったルート	地域貢献要素	
利用時間	早朝	地域の移動ニーズに対応した 渋滞緩和・通勤時間帯の交通量を軽減 若い世代に会社をPR。	
車の利用	通学利用者 (内6名)		

## 実証実験を行うにあたっての問題点

シャトルBaaS研究会で特に挙げた問題点のひとつに・・・

・ **運行時の責任の所在の特定**

が挙がる



### 解決策

湖西市が運行主体となり、運送法上の市町村運営有償運送（公共交通空白地域）制度を活用し運行することで、市民が乗る便の責任を湖西市が取る事が可能に。

# 道路運送法による運送形態の分類

	法律上の呼び方		条件					概要と典型例	
			実施主体		ナンバー	運転免許	運送対象		運送料
			運営主体	運行主体					
通常の有償運送	バスやタクシー	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業	バス・タクシー事業者、市町村、地域組織など バス・タクシー事業者など バス・タクシー事業者など	白	2種免許	不特定	有償(原価+利益)	路線バス(民営・公営)事業者を実施主体として運行 コミュニティバス 市町村等が企業運営バス会社に運行委託 乗合タクシー 小型車両による乗合運行、デマンド交通など 観光バス等の貸切バス タクシー 平成28年8月から、基幹が緩和され福祉車両による輸送が可能になりました スクールバス、企業への送迎バス、施設への送迎バス 同じ目的地に行く一定の範囲の人だけを乗せる	
特例での有償運送	対象地域が交通空白地のみ	市町村運営有償運送・交通空白輸送	市町村	市町村、バス・タクシー事業者、NPO等も可	白	1種免許でも可(要認定講習)	不特定	有償(原価程度)	白ナンバーのコミュニティバス・乗合ワゴン・個別輸送 市町村が直接実施または事業者・団体に運行委託 NPO等による住民の送迎サービス 租界り・個別輸送、送迎・送迎機など様々 自治体による障がい者や要介護者の送迎サービス 福祉車両や一般車両を使用し租界りも可、社会福祉協議会への委託が多い NPO等による障がい者や高齢者等の送迎サービス 福祉車両や一般車両を使用し、基本は個別輸送 被災地で送迎した団体等に対し、市町村が費用補てんする場合などの許可 ヘルパーによる送迎等の送迎、スクールバス 事業者・市町村が行う無料(チャトル)バス、無償ボランティアによる運送
	利用対象者が要介護者等のみ	自家用有償旅客運送	NPO等	NPO等	白	1種免許でも可(要認定講習)	限定(全員等)	有償(原価程度)	
	災害のため緊急を要するときのみ	公共交通空白地有償運送	市町村	市町村、バス・タクシー事業者、NPO等も可	白	1種免許でも可(要認定講習)	限定(要介護者等)	有償(原価程度)	
	公共の福祉を確保するためやむを得ない場合	福祉有償運送	NPO等	NPO等	白	1種免許でも可(要認定講習)	限定(要介護者等)	有償(原価程度)	
	許可・登録等が不要	無償	誰でも	誰でも	白	1種免許でも可	不特定	無償(助料等実費可) (送礼可)	

市町村運営有償運送(公共交通空白地域)であれば、運行管理責任者を置くことで湖西市との共同運行が可能となる。(条件:公共交通会議における合意形成)

## 事業計画

項目	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
企業との調整機関	←→								
公共交通会議 概要説明	8/26								
協力企業との合意形成			初旬						
公共交通会議 自家用有償旅客運送 承認			書面審議						
実証実験 新所原駅周辺地区				←→					
実証実験 鷺津駅周辺地区					←→				
実証実験 効果検証 とりまとめ						←→			
企業シャトルBaaS研究会	8/19		10月上旬		12月上旬		2月上旬	3月中旬	
公共交通会議 事業報告								下旬	

令和 年 月 日

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿

名 称 湖西市役所  
 住 所 湖西市吉美 3268 番地  
 代表者の氏名 湖西市長 影山 剛士

## 自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 名称、住所、代表者の氏名

名称 湖西市企業シャトル BaaS  
 住所 静岡県湖西市吉美 3268 番地  
 代表者 湖西市長 影山 剛士

## 2. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）

## 3. 路線又は運送の区域

## (1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
1	●●●	●●●	鷺津駅	●● <sup>キ</sup> □
2	●●●	●●●	新所原駅北口	●● <sup>キ</sup> □
3				
4				
5				

#### 4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
●●●	●●● (運行管理されている場所)
●●●	●● (運行管理されている場所)

#### 5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
		バ ス	普通自動車 (軽)	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
●●●	保有		( )		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	持込	● ※	( )	●	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	●	( )	●	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
●●●	保有		( )		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	持込	●	( )	●	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	●	( )	v	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

#### 6. 運送しようとする旅客の範囲

<del>交通空白輸送</del>	湖西市民かつ、事前に利用者登録等された者
福祉輸送	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

#### 7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

1 乗車 200 円

#### 8. 添付書類

(1) 路線図

(2) 地域公共交通会議 (又は協議会) において協議が調ったことを証する書類

- (3) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (4) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (5) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (6) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (7) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (8) 運送しようとする旅客の名簿（市町村福祉輸送を行う場合に限る。）

令和 年 月 日

静岡運輸支局長 殿

地域公共交通会議（又は協議会）において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議（又は協議会）を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）

2. 地域公共交通会議（又は協議会）の名称及び対象市町村

（対象市町村）静岡県湖西市

3. 地域公共交通会議（又は協議会）にて合意に至った年月日

令和 2 年 ● 月 ● 日（●）

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

（名称）湖西市役所

（住所）湖西市吉美 3268 番地

（代表者の氏名）湖西市長 影山 剛士

5. 合意の内容

- （1）路線又は運送の区域  
別紙のとおり

6. その他特記事項

無し

令和 年 月 日

湖西市地域公共交通会議 会長 山家 裕史 印

中部運輸局静岡運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

当市は、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和2年●月●日

名 称 湖西市役所  
住 所 湖西市吉美3268番地  
代表者の氏名 湖西市長 影山 剛士

## 運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（湖西市役所）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1	●●	●●	大型	1種
2	●●	●●	大型	1種
3	●●	●●	大型	1種
4	●●	●●	大型	1種
5	●●	●●	大型	1種
6	●●	●●	大型	1種
7	●●	●●	大型	1種
8	●●	●●	大型	1種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用する場合は、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ 湖西市役所 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 年 月 日

住 所 ●●  
氏 名 ●●

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	湖西市役所
-------------	-------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ●●● ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

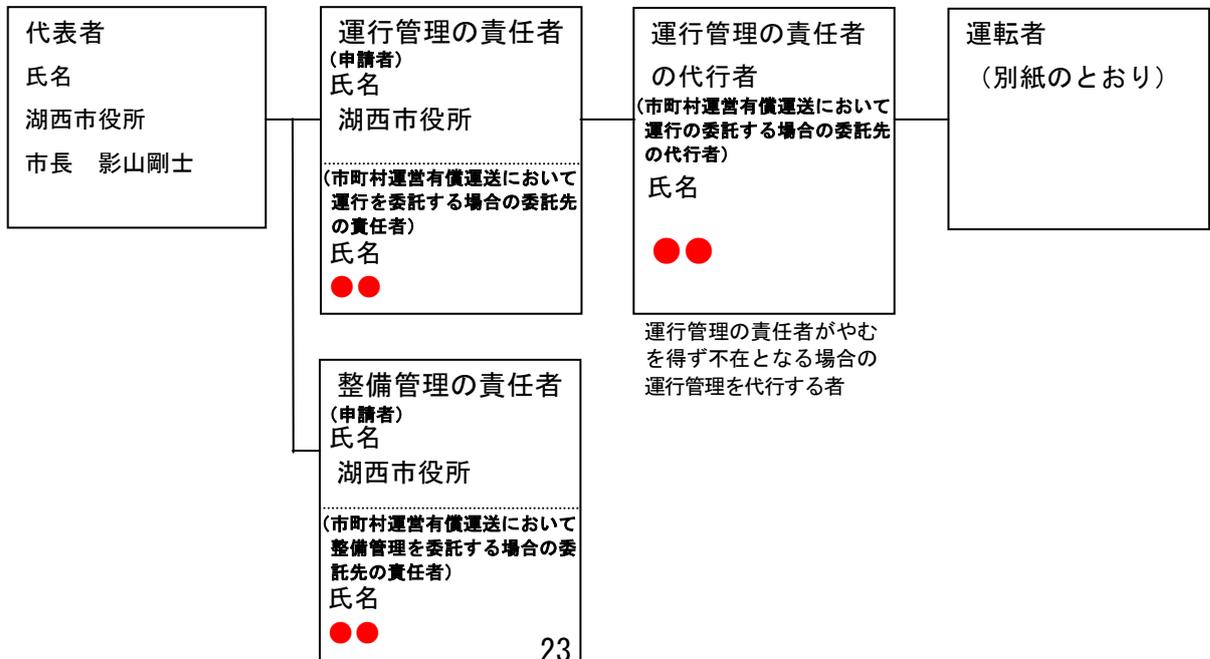
No	氏名	住所	資格の種類	委託
1	●●	●●	●●	○
2				
3				

- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

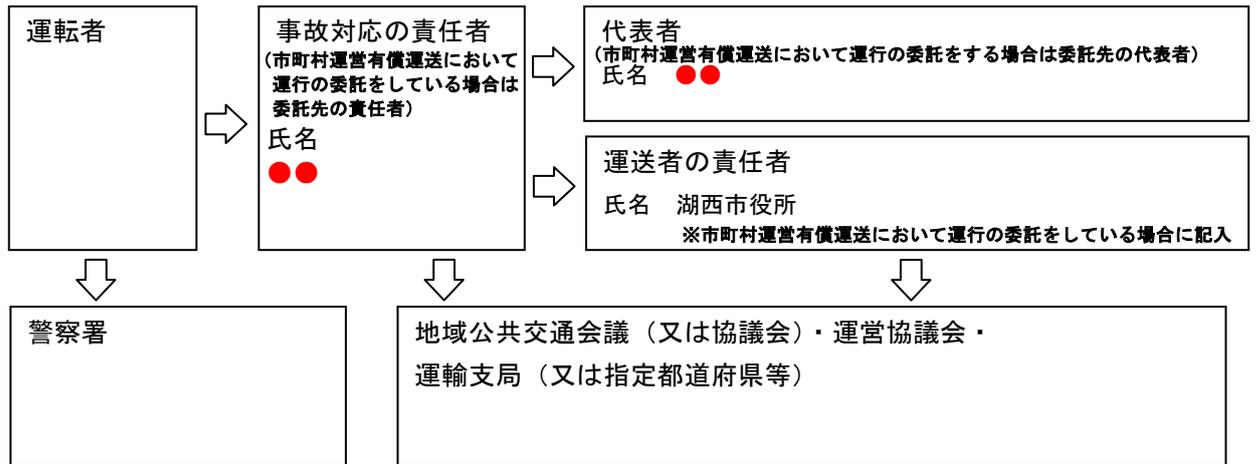
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所
1	●●	●●
2		
3		

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## 2. 事故処理連絡体制



## 3. 苦情処理体制

苦情処理責任者  
湖西市役所産業振興課長 北見 浩二

苦情処理担当者  
湖西市役所産業振興課 主任 伊藤 明生

## 市町村運営有償旅客運送に使用する自動車の使用承諾書

名 称 湖西市役所  
住 所 湖西市吉美 3268 番地  
代表者の氏名 湖西市長 影山 剛士

申請者（湖西市役所）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合、申請者が自家用有償旅客運送を実施する間、下記車両について申請者が使用することを承諾します。  
なお、本運送に伴う責任は、申請者（湖西市役所）にあるものとします。

令和 年 月 日

### 記

（自動車の表示）

登録板東 ●●  
種 別 ●●  
車 名 ●●  
型 式 ●●  
車体番号 ●●  
原動機の型式 ●●  
使用者の氏名 ●●  
使用の本拠の位置 ●●

※「自動車検査証」の写しを添付すること。

令和 年 月 日

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿

名 称 湖西市役所  
住 所 湖西市吉美 3268 番地  
代表者の氏名 湖西市長 影山 剛士

市町村運営有償旅客運送等運転者講習修了証の写しの後日提出について

令和2年●月●日付けで申請した自家用有償旅客運送の登録申請について、運転者就任予定者として提出した○○ ○○、△△ △ については、申請日までに運転者講習の受講が間に合わなかったため、申請書に市町村運営有償旅客運送等運転者講習修了証の写しを添付することができませんでした。

当該者については、令和2年●月●日に・・・・・・にて講習を受講予定となっておりますので、講習を受講し次第、速やかに提出いたします。

# 新居地区における公共交通の 在り方について

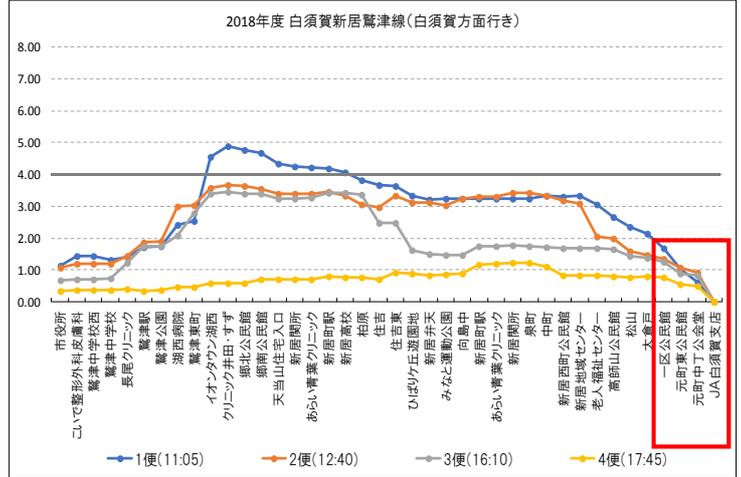
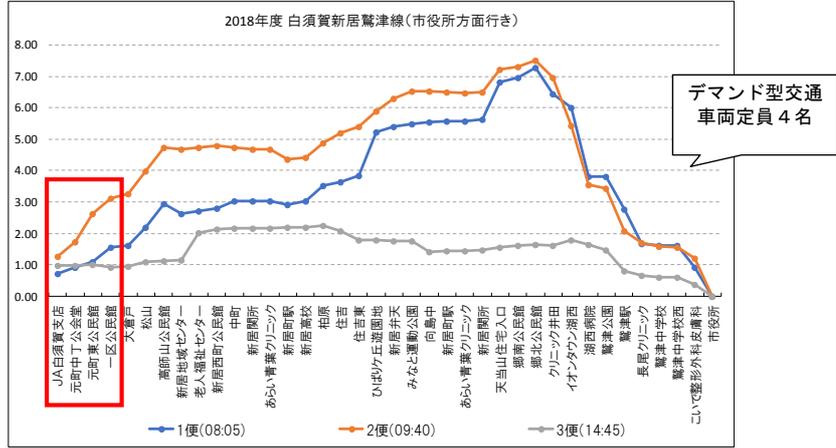
令和2年8月26日(水)  
産業振興課

## 白須賀新居鷺津線の現状

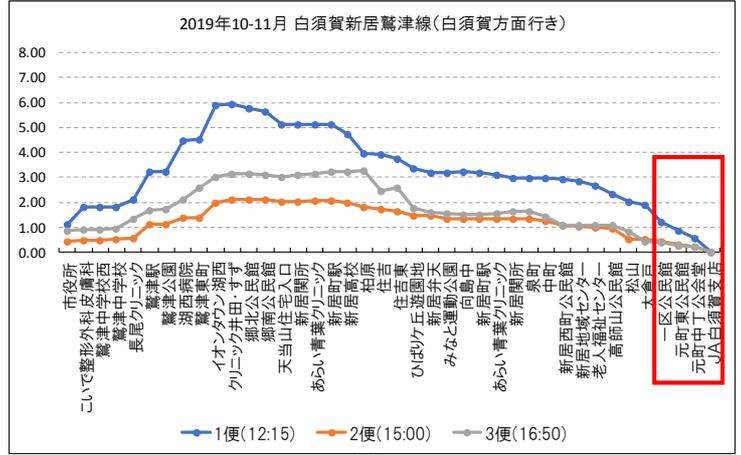
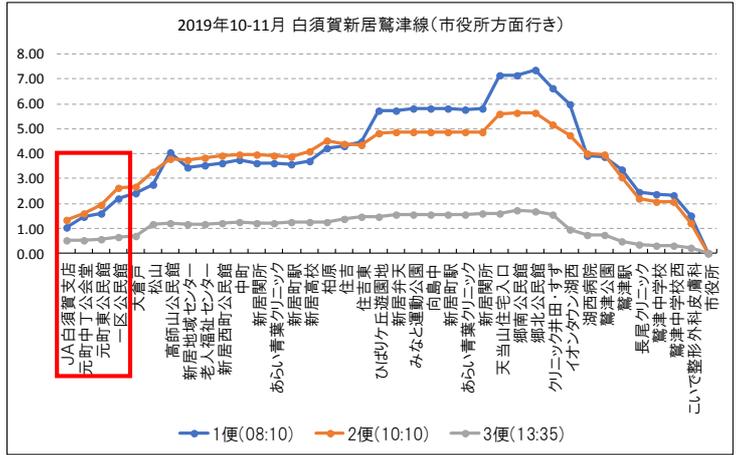


本路線は、白須賀地区と新居地区を循環して鷺津地区を結ぶバス路線である。  
多くの集落に運行しているため長大な路線となり、長時間の乗車と便数の確保が課題である。

2018年度平均白須賀新居鷲津線 バス停別バス車内乗車人員



令和元年10月改正後  
10月・11月の平均白須賀新居鷲津線 バス停別バス車内乗車人員



# 白須賀新居鷺津線の見直し方針

## 1) バス事業の効率化について

路線統合や短縮による効率化について以下の路線を検討する。  
デマンド型乗合タクシー運行区域におけるバス路線延長の縮小

## 2) 路線検討について

改善案を以下の項目で整理し複数案を提示する。  
作業手順は、①現状、②乗車人員状況、③利用者状況の運行事業者ヒアリング  
④見直し案の流れで検討してきた。

## 3) 見直し方針について

新居地区を運行する白須賀新居鷺津線は、現在、白須賀地区、新居地区内循環と鷺津地区といった形式をとっています。デマンド型乗合タクシーが導入されている白須賀地区は、通学便のみとし、新居地区については、分かりやすさを向上させるために複雑な経路を解消し、定時性を確保するために路線延長を短縮した案を3案作成し検討しC案とすることに決定した。

A案 バス路線の圧縮（新居鷺津線 湖西病院行）

B案 バス路線の圧縮（白須賀新居線）

C案 バス路線の圧縮（新居線 湖西病院行）

# 白須賀新居鷺津線の見直し方針



## 4) 新居線のルート案について

新居線は、通学便は継続し市街地を中心に走行ルートを検討する。よって、路線短縮地区は、白須賀地区同様にデマンド型乗合タクシーを導入に向けた実証実験を検討する。ルート案は、地区内を循環させる案と新居町駅と新居地域センターを往復する案の2案から検討する。

C-1案 新居線（新居地域センター・湖西病院行 往復）

C-2案 新居線（新居循環・湖西病院行）

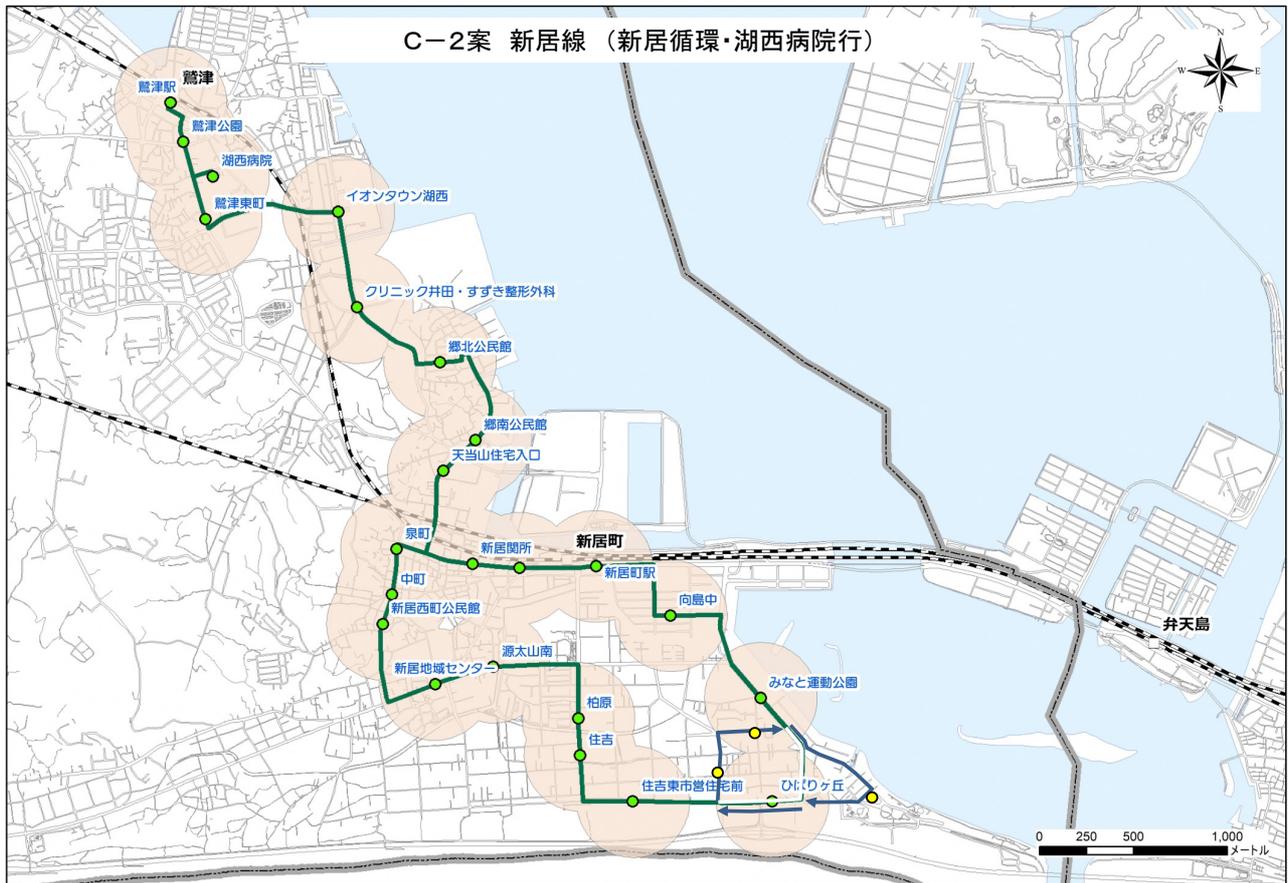


C-1案 新居線（新居地域センター・湖西病院行 往復）時刻表

<鷺津駅・新居町駅 行>

<新居地域センター 行>

バス停	通学便	バス停	1便	2便	3便	4便	5便	6便	バス停	1便	2便	3便	4便	5便	6便
元町中丁公会堂	7:04	新居地域センター	8:00	9:30	10:30	12:40	14:00	16:00	鷺津駅		11:45		15:00		17:15
元町東公民館	7:05	源太山南	8:01	9:31	10:31	12:41	14:01	16:01	鷺津公園		11:46		15:01		17:16
一区公民館	7:06	柏原	8:02	9:32	10:32	12:42	14:02	16:02	湖西病院		11:48		15:03		17:18
大倉戸	7:08	住吉	8:03	9:33	10:33	12:43	14:03	16:03	鷺津東町		11:50		15:05		17:20
松山	7:09	住吉東市営住宅前	8:05	9:35	10:35	12:45	14:05	16:05	イオンタウン湖西		11:53		15:08		17:23
高師山公民館	7:10	ひばりヶ丘	8:06	9:36	10:36	12:46	14:06	16:06	クリニック井田		11:55		15:10		17:25
新居地域センター	7:13	みなと運動公園	8:08	9:38	10:38	12:48	14:08	16:08	郷北公民館		11:57		15:12		17:27
新居町駅	7:17	向島中	8:10	9:40	10:40	12:50	14:10	16:10	郷南公民館		11:59		15:14		17:29
新弁天	7:24	新居町駅	8:13	9:43	10:43	12:53	14:13	16:13	天当山住宅入口		12:00		15:15		17:30
新居弁天	7:34	あらい青葉クリニック	8:16		10:46		14:16		新居閑所		12:02		15:17		17:32
ひばりヶ丘	7:35	新居閑所	8:16		10:46		14:16		あらい青葉クリニック		12:02		15:17		17:32
住吉東市営住宅前	7:36	天当山住宅入口	8:18		10:48		14:18		新居町駅	9:50	12:05	13:15	15:20	16:30	17:35
住吉	7:37	郷南公民館	8:19		10:49		14:19		向島中	9:53	12:08	13:18	15:23	16:33	17:38
柏原	7:38	郷北公民館	8:21		10:51		14:21		みなと運動公園	9:55	12:10	13:20	15:25	16:35	17:40
源太山南	7:39	クリニック井田	8:23		10:53		14:23		ひばりヶ丘	9:57	12:12	13:22	15:27	16:37	17:42
新居地域センター	7:42	イオンタウン湖西	8:25		10:55		14:25		住吉東市営住宅前	9:58	12:13	13:23	15:28	16:38	17:43
		鷺津東町	8:28		10:58		14:28		住吉	10:00	12:15	13:25	15:30	16:40	17:45
		湖西病院	8:30		11:00		14:30		柏原	10:01	12:16	13:26	15:31	16:41	17:46
		鷺津公園	8:32		11:02		14:32		源太山南	10:02	12:17	13:27	15:32	16:42	17:47
		鷺津駅	8:33		11:03		14:33		新居地域センター	10:04	12:19	13:29	15:34	16:44	17:49

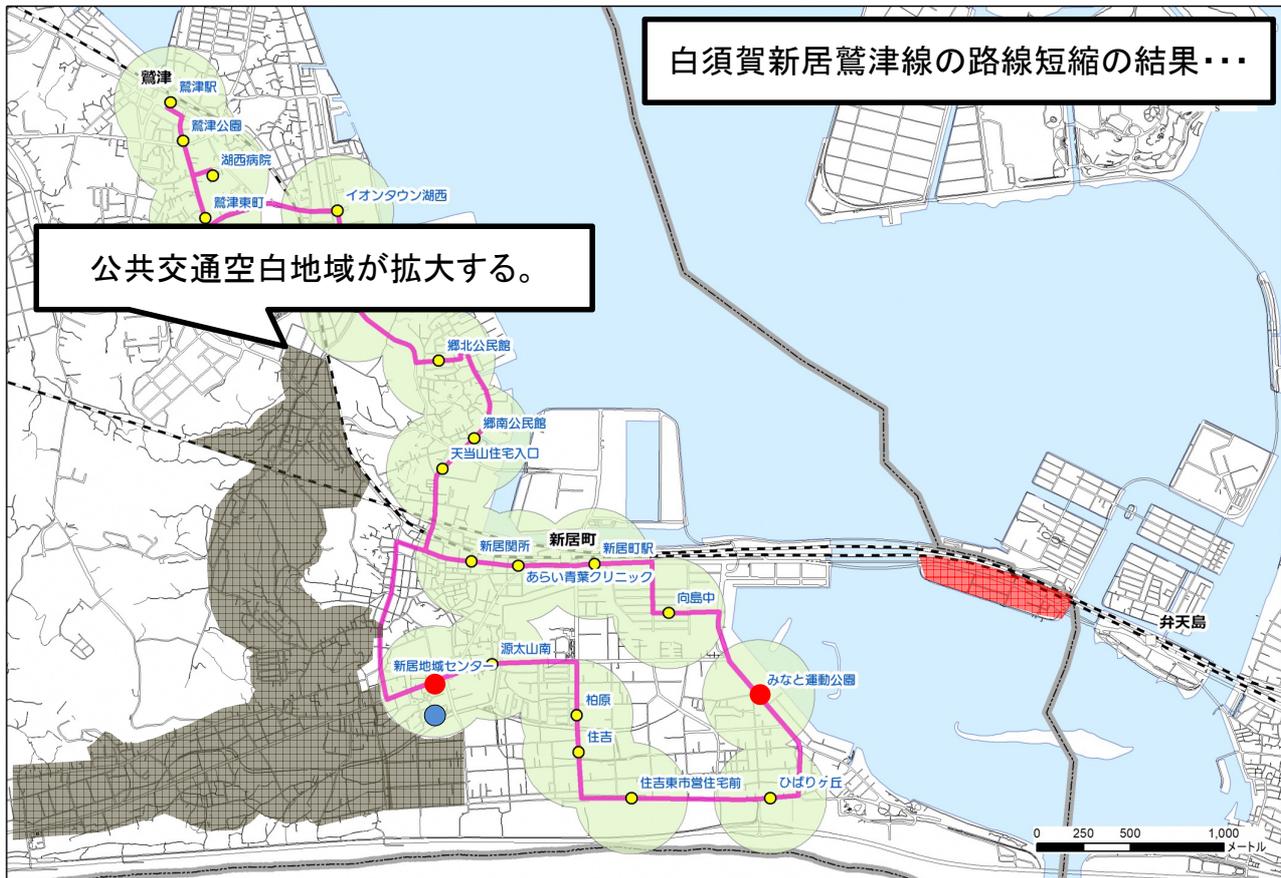


C-2案 新居線 (新居循環・湖西病院行)

< 鷺津駅・新居町駅 行 >

< 新居町駅 行 >

バス停	通学便	バス停	1便	2便	3便	4便	5便	バス停	1便	2便	3便	4便	5便
元町中丁公会堂	7:04	新居町駅	8:00	9:30	11:00	13:15	14:50	鷺津駅		12:00		16:00	17:15
元町東公民館	7:05	あらい青葉クリニック	8:03	9:33	11:03	13:18	14:53	鷺津公園		12:01		16:01	17:16
一区公民館	7:06	新居関所	8:03	9:33	11:03	13:18	14:53	湖西病院		12:03		16:03	17:18
大倉戸	7:08	泉町	8:04	9:34	11:04	13:19	14:54	鷺津東町		12:05		16:05	17:20
松山	7:09	中町	8:05	9:35	11:05	13:20	14:55	イオンタウン湖西		12:08		16:08	17:23
高師山公民館	7:10	新居西町公民館	8:06	9:36	11:06	13:21	14:56	クリニック井田		12:10		16:10	17:25
新居地域センター	7:13	新居地域センター	8:08	9:38	11:08	13:23	14:58	郷北公民館		12:12		16:12	17:27
新居町駅	7:17	源太山南	8:09	9:39	11:09	13:24	14:59	郷南公民館		12:14		16:14	17:29
新弁天	7:24	柏原	8:10	9:40	11:10	13:25	15:00	天当山住宅入口		12:15		16:15	17:30
新居弁天	7:34	住吉	8:11	9:41	11:11	13:26	15:01	新居関所		12:17		16:17	17:32
ひばりヶ丘	7:35	住吉東市営住宅前	8:13	9:43	11:13	13:28	15:03	あらい青葉クリニック		12:17		16:17	17:32
住吉東市営住宅前	7:36	ひばりヶ丘	8:14	9:44	11:14	13:29	15:04	新居町駅	10:00	12:20	14:00	16:20	17:35
住吉	7:37	みなと運動公園	8:16	9:46	11:16	13:31	15:06	向島中	10:03	12:23	14:03	16:23	17:38
柏原	7:38	向島中	8:18	9:48	11:18	13:33	15:08	みなと運動公園	10:05	12:25	14:05	16:25	17:40
源太山南	7:39	新居町駅	8:21	9:51	11:21	13:36	15:11	ひばりヶ丘	10:07	12:27	14:07	16:27	17:42
新居地域センター	7:42	あらい青葉クリニック	8:24		11:24		15:14	住吉東市営住宅前	10:08	12:28	14:08	16:28	17:43
		新居関所	8:24		11:24		15:14	住吉	10:10	12:30	14:10	16:30	17:45
		天当山住宅入口	8:26		11:26		15:16	柏原	10:11	12:31	14:11	16:31	17:46
		郷南公民館	8:27		11:27		15:17	源太山南	10:12	12:32	14:12	16:32	17:47
		郷北公民館	8:29		11:29		15:19	新居地域センター	10:14	12:34	14:14	16:34	17:49
		クリニック井田	8:31		11:31		15:21	新居西町公民館	10:16	12:36	14:16	16:36	17:51
		イオンタウン湖西	8:33		11:33		15:23	中町	10:17	12:37	14:17	16:37	17:52
		鷺津東町	8:36		11:36		15:26	泉町	10:18	12:38	14:18	16:38	17:53
		湖西病院	8:38		11:38		15:28	新居関所	10:19	12:39	14:19	16:39	17:54
		鷺津公園	8:40		11:40		15:30	あらい青葉クリニック	10:19	12:39	14:19	16:39	17:54
		鷺津駅	8:41		11:41		15:31	新居町駅	10:22	12:42	14:22	16:42	17:57



### 新居地区のデマンド拡大方針について(案)

#### 1. バス路線の短縮に伴う拡大である。

自治会単位で拡大する。(理由:他の地区も自治会単位で拡大)

対象:橋本自治会・西浜名自治会

#### 2. 新居地区の公共交通空白地域を解消する。

自治会単位で拡大する。(理由:他の地区も自治会単位で拡大)

湖西市地域公共交通網形成計画(H29.5)にある公共交通の利用圏域図にある 交通空白地域を含める。

対象:内山自治会・三ツ谷自治会

自治会	世帯数	人口
橋本	608	1,625
西浜名	262	565
内山	429	1,165
三ツ谷	480	1,204
合計	1,779	4,559

(参考)地区	世帯数	人口
白須賀	1,587	4,150
知波田	1,327	3,590

# 令和3年までのスケジュール

項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
デマンド導入 地区説明 指定施設調整	←→													
デマンド導入 利用啓発 世帯登録				←→										
デマンド導入 公共交通会議 新居地区 拡大承認				★				← 実証実験開始						
白須賀新居鷺津線 変更方針 決定				★										
白須賀新居鷺津線 公共交通会議 変更承認							★							← 運行開始

3

## 新居地区地域交通計画

